

FATF



【訳者注】

フォローアップ報告書と法令等整備状況の再評価はFATFの責任により作成されたものであり、日本政府の見解を示すものではない。

マネロン・テロ資金供与 対策

日本

第3回フォローアップ報告書と
法令等整備状況の再評価（仮訳）

2024年10月

フォローアップ報告書





金融活動作業部会 (FATF) は、マネロンやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散への資金供与からグローバル金融システムを保護する政策を策定し、推進する独立した政府間組織である。FATF の勧告はマネロン対策 (AML) とテロ資金供与対策 (CTF) のグローバル基準とみなされる。

FATF についての詳細は、ウェブサイト参照：www.fatf-gafi.org

本書及び／又は本書に含まれる地図は、特定の地域の地位又は主権、国境や境界の画定、並びに地域、都市、領域の名称を害するものではない。

FATF 全体会合は書面手続により本報告書を 2024 年 9 月に採択した。

引用：

FATF (2024)、マネロン・テロ資金供与対策-
対日相互審査重点フォローアップ報告書 (第3回)、FATF、パリ
<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Mutualevaluations/Japan-fur-2024.html>

© 2024 FATF. All rights reserved.

事前の書面による許可のない本発行物の複製又は翻訳を禁ずる。

かかる許可を本発行物の全部又は一部につき申請する場合は、2 rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16, France の FATF 事務局まで連絡のこと。

(ファックス: +33 1 44 30 61 37 又は電子メール: contact@fatf-gafi.org)

写真提供 – 表紙 © wishlife

対日相互審査重点フォローアップ報告書(第3回)

序文

FATF 全体会合は 2021 年 6 月に対日相互審査報告書(MER)を採択した¹。相互審査報告書の結果に基づき、日本は重点フォローアップ国となった。法令等整備状況の再評価を含む対日相互審査重点フォローアップ報告書(FUR) (第 1 回)が 2022 年 6 月に採択され²、同報告書(第 2 回)が 2023 年 10 月に採択された³。本報告書(第 3 回)は、勧告 7、8、12、22、23 及び 25 に関連して、対日相互審査報告書で特定された法令等整備状況の不備に対処するための日本の進捗状況を分析している。十分な進捗状況が見られた場合に評価が改訂される。

全体として、各国がそれぞれの相互審査報告書の採択から 3 年目の終わりまでに、法令整備状況の不備の全部ではないにしても、その大半への対処を終えていることが期待される。本報告書は、日本が自国の有効性改善に向けてどう進展したのかについては取り上げない。

以下の専門家が、FATF 事務局の政策アナリストである Stephanie UKPELUKPE 氏の協力を得て、法令等整備状況に関する日本の再評価要請を審査した。

- Hamza Saracoglu 氏、トルコ内務省ジャンダルマ総司令部シニア CFT エキスパート
- James Reston 氏、米国財務省ポリシーアドバイザー

本報告書の 2 つ目の章(法令等整備状況の改善に関する進捗状況)に、法令等整備状況の改善における日本の進捗状況をまとめている。3 つ目の章(結論)では結論を述べ、そこに対日相互審査報告書の評価と今回及び前回までのフォローアップ報告書に基づく最新の評価を示す表を含めた。

法令等整備状況の改善に関する進捗状況

本章に、以下の取組みに基づく日本の法令等整備状況の改善進捗状況をまとめる。

- a) 相互審査報告書又はこれまでのフォローアップ報告書(勧告 7、8、12、22、23 及び 25)で特定された法令等整備状況の不備について、その大部分に対処した。

相互審査報告書で特定された法令等整備状況の不備への対処に関する進捗状況

日本は、勧告 7、8、12、22、23 及び 25 に関連して相互審査報告書で特定された法令等整備状況の不備への対処において進捗を見せた。この進捗により、日本はこれらの勧告について再評価された。

¹ www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/documents/mer-japan-2021.html

² www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fur-japan-2022.html

³ www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Japan-FUR-2023.html

勧告 7

	年	評価
MER	2021	PC
FUR1	2022	PC(再評価されていない)
FUR2	2023	PC(再評価されていない)
FUR3	2024	↑ LC

基準7.1 (Met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、本基準の要件を完全には満たしていなかった。日本での外国為替及び外国貿易法 (FEFTA) (以下、「外為法」) に基づく拡散金融 (PF) に関連する対象を特定した金融制裁の実施プロセスに遅れが予想されたほか、(一方の当事者が指定されている場合の) 日本人居住者間の国内資金移転に関するギャップと、外為法の「支払」や「資本取引」という用語の曖昧さが阻害要因になっていたからである。相互審査報告書の作成時以降、日本は、拡散金融に関連する対象を特定した金融制裁を3つの情報伝達経路を通じて24時間以内に実施するための行政手続の改訂を行った。1つめは、国連制裁委員会による指定から遅滞なく、日本の官報において公告を行う。2つめは、資産凍結措置の実効性を確保するため、財務省 (MOF) が暗号資産交換業者 (VASP) を含む金融機関やその他の資金移動業者 (MVTS) に対し、国連制裁委員会の指定について、官報公告に先立ち、電子メール配信サービスを通じて通知する。3つめとして、外務省 (MOFA)、財務省及び経済産業省 (METI) が公布の当日に連名で報道発表を发出するほか、警察庁 (NPA)、財務省及び外務省のホームページでも対象者リストを更新し、可能な限り幅広く情報の周知を行う。このプロセスは週末や祝日にも同様に機能する。

このほかにも、国際テロリスト等財産凍結法 (TAFSA) の改正 (2023年6月施行) により、現在では拡散金融に関して対象に指定された個人の国内取引に対する資産凍結が可能である (第3条第2項)。この改正を受け、外務省、財務省、経済産業省及び警察庁は、国際テロリスト等財産凍結法に従った「遅滞なき」資産凍結の実行のための財産凍結行政手続に関する合意覚書改訂版を採択した。国際テロリスト等財産凍結法 (第9条) の改正及び同法解釈運用基準に基づき、個人／団体が国内資金移転を行う場合に管轄当局への許可申請を義務付けることによって、国内資金移転に関するギャップに対処している。

さらに、日本は2020年10月に通達 (「外国為替法令の解釈及び運用について」) を发出し、この中で用語に関わる曖昧さを排除するため、外為法第16条に用いられている「支払」をFATF基準の「資金又はその他の資産」と同じ意味に定義付けた。

基準7.2 (Partly met)

(基準7.2(a)) 日本は、相互審査報告書の作成時点で実施に遅れが生じていたため、本サブクライテリアを完全には満たしていなかった。相互審査報告書では、このサブクライテリアについて、日本人居住者間の資金移転において、資産凍結義務が日本人被指定者に関して適用されていない点の記載漏れがあった (相互審査報告書の作成時に基準7.1及び7.2(b)において反映されている)。相互審査報告書に記載のとおり、外為法では、個人及び／又は団体の指定が官報に掲載された後、それらの個人及び／又は団体が非居住者であるか、又は日本国外に所在する場合、財務省の許可を得ない限りそれらの個人及び／又は団体が関与する「支払」及び「資本取引」を行うことを禁止している (外為法第16条及び第21条など)。相互審査報告書の作成時以降、日本は外為法を改正し、資産凍結義務又は資金移転に関する義務が暗号資産及び電子決済手段 (いわゆるステーブルコイン) に及ぶことを規定した。さらに、国際テロリスト等財産

凍結法(第3条及び第9条)の改正によって、現在では外為法に基づく対北朝鮮取引の包括的禁止に加えて、拡散金融に関わる被指定者の国内取引に対する資産凍結が可能になった。これに伴い、日本は拡散金融に関連する対象を特定した金融制裁を24時間以内実施するための行政手続の改訂を行い、(基準7.1参照)この義務は全ての自然人及び法人に及ぶ。外為法(第16条及び第21条など)及び国際テロリスト等財産凍結法(第3条)では、前述のとおり、官報においてリストを遅滞なく公告し、公告後直ちに凍結義務を適用する仕組みによって、「遅滞なき」凍結を義務付けている。外為法及び国際テロリスト等財産凍結法は法的主体に対して即刻の行為の自制を求め、したがって、「凍結」は遅滞なく、なおかつ事前通知なく適用される。

(基準7.2(b))日本は、相互審査報告書の作成時に、凍結義務が、FATFの定義に基づく全ての資金又はその他の資産に及ぶかどうか不明確であったため、本サブクライテリアを完全には満たしていなかった。さらに日本は、(i)指定された個人又は団体が所有又は管理する全ての資金又はその他の資産、(ii)指定された個人又は団体が直接的又は間接的に所有又は管理しているか、第三者と共同で所有又は管理している資金又はその他の資産、(iii)指定された個人又は団体が直接的又は間接的に所有又は管理する資金又はその他の資産に由来する又はそこから生じる資金又はその他の資産、又は(iv)指定された個人又は団体の代理又はその指示により行動する個人及び団体の資金その他の資産について、これらに資産凍結義務が及ぶことを実証していない。相互審査報告書の作成時以降、日本は2020年10月に通達(「外国為替法令の解釈及び運用について」)を发出し、この中で用語に関わる曖昧さを排除するため、外為法第16条に用いられている「支払」をFATF基準の「資金又はその他の資産」と同じ意味に定義付けた。

さらに、財務省は2023年6月に改正支払告示及び資本取引告示を公布し、外為法に基づく資産凍結義務が、指定された個人又は団体に代わって、指定された個人又は団体以外の名義で行われる支払及び資本取引、並びに指定された個人又は団体に代わって直接的又は間接的に行われる支払及び資本取引に及ぶことを明確にした。財務省[訳者注:警察庁の誤り]はこのほかにも、資産凍結義務が(i)指定された個人又は団体が所有又は管理する全ての資金又はその他の資産、及び(iv)指定された個人又は団体の代理又はその指示により行動する個人及び団体の資金その他の資産に及ぶ、国際テロリスト等財産凍結法の解釈を詳述した複数の告示及び通達を发出した。相互審査報告書で特定された不備はある程度対処されているが、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法の規則がサブエレメント(ii)及び(iii)に及ぶかどうかは依然として不明確である。

(基準7.2(c))相互審査報告書に記載のとおり、日本の居住者又は非居住者は、日本の非居住者、又は日本国外に所在する指定対象者が関わる「支払」又は「資本取引」を行う場合、許可を得なければならない(外為法第16条及び第21条)。国際テロリスト等財産凍結法(第9条)によっても、指定された個人及び団体が指定資産の贈与を受けること及び預貯金を行うことが防がれ、これによって指定された個人及び団体への資金又はその他の資産の提供が禁じられている。

(基準7.2(d))日本は、相互審査報告書の作成時に、外為法に基づく資産凍結義務について、金融機関及びDNFBPs(特定非金融業者及び職業専門家)に具体的なガイダンスを提供していないと思われたため、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。相互審査報告書の作成時以降、日本は2023年11月に「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」を公表し、この中で外為法に基づく資産凍結措置の遵守にあたって求められる対応について説明している。これらの対応は、銀行、暗号資産交換業者、資金移動業者及び両替業者を含む外国為替取引等取扱業者に義務づけられている。(外国為替令第18条の10)、また、指定された個人/団体に対外支払/取引を行うDNFBPs及び個人に対しても外国為替取引等取

扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに準じた対応が期待されている。相互貸付会社、少額短期保険業者、信託会社及び短資業者は、対象となる資金又はその他の資産を保管する可能性が低く、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインの中で具体的に取り上げられてはいないが、ガイドラインが対外支払／取引を行う個人／団体に及ぶ事実をもって、このギャップがある程度軽減される。したがって、この不備は軽微なものにとどまる。

さらに、金融庁は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(AML/CFTガイドライン)において、金融機関に制裁リストを常に最新の状態に保ち、実効性を持って管理することによって取引詳細をスクリーニングするとともに、制裁項目の検知基準を見直し、リスクに応じて適切な頻度を定めることを要求している。このほか、DNFBPs監督当局が2021～2024年に各セクター向けガイドラインを策定し、この中で取引時と指定時に顧客名及び実質的支配者名を指定リストに照らして照合する義務及びリストを常に最新の状態に保つ義務を定めている。取引時の顧客名及び実質的支配者名の照合は、多くのDNFBPsが資金又はその他の資産を保管しないという事実と矛盾がない。

(基準7.2(e))日本は、相互審査報告書の作成時にDNFBPsに対し凍結資産やその他の措置の報告を義務付けていなかったため、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。相互審査報告書に記載のとおり、日本は、金融機関に対し、関連する安保理決議に従って実施した資産凍結措置及びその他の措置を報告するよう求めている(外為法第55条の8)。外為法には依然としてDNFBPsによる凍結資産の報告義務に関する言及はない。その一方で、財務省は通達を発出し、DNFBPsに対して新規指定の通知を行っている。この通達に基づき、DNFBPsは自身の顧客が指定個人及び団体リスト最新版に掲載されていないか速やかに確認し、顧客の中に被指定個人／団体を見つけた場合は、自身が保管する資産の移転を防ぐために適切な措置を講じ、財務省に通知することが求められる。

(基準7.2(f))相互審査報告書に記載のとおり、外為法が規定する資産凍結措置に係る許可制により、財務大臣は、善意の第三者の権利を保護するために必要な取引などの場合等には、それ以外の場合には禁止されている取引を許可することができる(外為法第16条)。また、国際テロリスト等財産凍結法は、同法に基づく制限の結果として被る損失について政府が第三者に補償するものとするを規定している(第24条)。このように、日本の当局は、善意の第三者の権利を保護するために十分な措置を講じている。本サブクライテリアに変更はない。

基準7.3 (Met)

日本は、相互審査報告書の作成時に外為法の遵守に関して、DNFBPsの体系的モニタリングが行われていなかったため、本基準の要件を完全には満たしていなかった。相互審査報告書の作成時以降、DNFBPs監督当局が2021～2024年にかけて複数のガイドラインを公表した(勧告22を併せて参照)。これらのガイドラインではとりわけ、この勧告に基づく義務に関するDNFBPsに対する要件が定められている。また、権限のある当局が、これらの具体的ガイドライン及び犯罪収益移転防止法に基づき、実効性のある資産凍結措置が実行されていることをモニタリングするための検査及びその他の監督活動を実施している。

基準7.4 (Mostly met)

(基準7.4(a))相互審査報告書に記載のとおり、日本は、外務省のウェブサイトを通じて、リスト掲載の団体／個人に対し、国連安保理決議第1730号によって設置された指定解除のための国連のフォーカル・ポイントに、(リストからの削除を)直接要請する方法について通知している。本サブクライテリアに変更はない。

(基準7.4(b))相互審査報告書に記載のとおり、制裁対象者が関与する「支払」又は「資本取引」を実行する前に財務省の許可を申請するという外為法の要請は、凍結メカニズムにより意図せず影響を受けた者の資金の凍結解除のための公知の手順である。国際テロリスト等財産凍結法の新たな規定に基づき、同じ手続きが指定に適用される。本基準に変更はない。

(基準7.4(c))相互審査報告書に記載のとおり、外為法に基づく資産凍結における許可の枠組みでは、財務大臣が、必要な場合には、それ以外の場合には禁止されている取引を許可することができる。同様に、国際テロリスト等財産凍結法に基づき、都道府県公安委員会は指定された個人／団体が特定の資産にアクセスする許可を出すことができる。このため、日本政府は、安保理決議第1718号に規定されている適用除外の条件を満たす特定の資産へのアクセスを許可する権限を与えられている。

(基準7.4(d))日本は、相互審査報告書の作成時に、資金又はその他の資産を保管している可能性のある金融機関、DNFBPs又はその他の個人及び団体に対して、指定解除又は凍結解除に関する義務についてのガイダンスが提供されていなかったため、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。相互審査報告書の作成時以降、財務省は「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」を公表し、この中で指定解除の場合の照合の必要性を含め、資産凍結に関する義務が取り上げられている。しかしながら、相互貸付会社、少額短期保険業者、信託会社、短資会社及び相互審査報告書で定義されたその他の業者を含め、一部の金融機関は外国為替取引等取扱業者の定義に含まれていない。DNFBPs監督当局がガイドラインを公表したものの、指定を解除された個人又は団体の資産の凍結を解除するために国連の関連する制裁リストに照らして顧客を審査するよう促す以外、指定解除又は凍結解除措置に関する要件は示されていない。

基準7.5 (Met)

(基準7.5(a))相互審査報告書に記載のとおり、外為法は、安保理決議第1718号に従って凍結された口座に対し、過去の契約等に起因する、利息やその他の収益を自動的に追加することを認めておらず、これらの口座は凍結されたままであると規定している。しかし、外為法は、財務大臣が要請を受け、関連する安保理決議の要件が十分に満たされていると財務大臣が判断した場合には、過去の契約等に伴う利息やその他の収益の追加等を許可している(外為法第16条)。同様に、国際テロリスト等財産凍結法(第11条)でも、過去の契約等に伴う利息やその他の収益の追加を都道府県公安委員会が許可することが認められている。

(基準7.5(b))安保理決議第2231号における対象を特定した金融制裁に関する要素が2023年10月18日に失効したことから、本サブクライテリアは該当しない。したがって、本フォローアップ報告書では安保理決議第2231号の実施に関する評価を行っていない。

重み付けと結論:相互審査報告書の作成時以降、日本は、遅滞なき資産凍結、日本居住者間の国内取引に対する資産凍結要請の適用(一方の当事者が指定されている場合)、FATFの定義に従った全ての「資金又はその他の資産」の凍結義務、指定された個人又は団体の代理又はその指示で行動する個人及び団体の資金又はその他の資産に対する対象を特定した金融制裁の適用を可能にするための行政手続の改訂など、いくつかの前向きな措置を講じた。しかしながら、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法の凍結義務が基準7.2(b)のサブエレメント(ii)及び(iii)に及ぶかどうか依然として不明確である。地理的近接性に伴う北朝鮮の拡散金融に関わる重要なリスクに鑑み、日本は、国連安保理決議による指定に先立つ、北朝鮮関連の措置の指定、北朝鮮との間の資金及び物品に関する取引の全面禁止、個人の移動制限、現金携帯の届出要件、全ての北朝鮮籍の船舶の入港禁止などの追加的な低減措置を講じている。その結果、

この不備は軽微と考えられる。したがって、勧告7は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

勧告8

	年	評価
MER	2021	NC
FUR1	2022	NC(再評価されていない)
FUR2	2023	↑ PC
FUR3	2024	↑ LC

基準8.1 (Mostly met)

(基準8.1(a)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。その理由は、非営利団体に関する日本の法的枠組みに基づいて登録されていない非営利団体や当該枠組みに該当しない非営利団体(特定の自然災害に対応するための臨時の募金目的のものなど)を特定していなかったためである。その後、日本はそうした団体(計117団体)を調査するための外部組織を指名した。この調査は、そうした非営利団体の取り扱い金額がその他全ての非営利団体の種別との比較において少額であることを示唆している。さらに、調査によってこれらの団体がテロ資金供与リスクを十分理解していることが明らかになっている。このほか、これらの団体の3分の1について海外送金が支出の50%を超えていることも明らかになった。そのうえ、活動のおよそ30%はFATFのブラックリスト又はグレイリスト国で行われている。これらの団体の40%は、現金の携行など銀行送金以外の手段も用いている。しかしながら、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、資金及びその一部の移転に法人としての登録が義務付けられている場合、同法律によって該当の捜査当局がその情報にアクセスでき、これらの団体は犯罪収益移転防止法及び外為法に基づき金融機関を介して規制されている。その結果、日本は、日本の非営利団体の枠組みには該当しないがFATFの定義に該当する可能性のあるこれらの団体のテロ資金供与リスクは低いと考えている。

(基準8.1(b)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。脅威は、日本の非営利団体セクターに付随する情報ではなく、テロ資金供与リスク評価に関する2019年のFATFガイダンスの結論に基づいたものだからである。その後、日本は、各管轄当局が評価を実施し、日本の法的枠組みに該当する各法人カテゴリーについて2023年に国のリスク評価書とテロ資金供与リスク評価を更新した。前回フォローアップ報告書において特定された不備は対処されている。

(基準8.1(c)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。その理由は、非営利団体セクターにおけるテロ資金供与リスクに適切に対応するための措置の適切性について検討を行っていなかったためである。第2回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は措置を見直し、措置の適切性の検討材料にするため権限のある当局(都道府県及び都市)に非営利団体モニタリングの結果を報告することを要求している。法律又は規制の改正は行われていない。検討が継続中であることを踏まえ、日本はモニタリング後の該当局からのフィードバックを見直し又は措置の変更に取り入れたことを実証できていない。前回フォローアップ報告書で特定された不備は依然として残る。

(基準8.1(d)) 前回フォローアップ報告書に記載されているとおり、非営利団体セクターにおけるテロ資金供与リスクは2019年に対処され、2018年のマネロン・テロ資金供与に

関する国の包括的リスク評価書に含まれている。相互審査報告書の作成時以降、2022年の犯罪収益移転危険度調査書では、非営利団体のカテゴリーごとの個別テーマ別リスク評価の実施など、いくつかの情報源から得た新たな情報を検討することにより非営利団体セクターのテロ資金供与リスクを再評価した。本サブクライテリアに変更はない。

基準8.2 (Mostly met)

(基準8.2(a)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。その理由は、日本の法的枠組みが(当該枠組みの中の非営利団体に関する)説明責任と健全性を促進するための明確な政策を規定していたものの、非営利団体に関する日本の法的枠組みでカバーされていないFATFの定義に該当する非営利団体に関する明確な政策が存在するかどうか不明だったためである。この非営利団体カテゴリーについて政策が策定されていないことから、このギャップは依然として残る。しかしながら、上記基準8.1(a)に述べたとおり、日本はこれらの団体のリスクが低いことを実証できていることから、このギャップは軽微である。

(基準8.2(b)) 日本は、前回フォローアップ報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。アウトリーチ活動に日本の法的枠組みに該当しない非営利団体が含まれていなかったからである。また、テロ資金供与に悪用されることを防ぐために非営利団体が講じることのできる措置がアウトリーチ及び教育プログラムに含まれていたかどうか不明であった。第2回フォローアップ報告書の作成時以降、特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンスを一例に、日本はアウトリーチ及び教育プログラムに非営利団体が講じることができる措置が含まれていることを明確にした。このほか、日本は特定非営利活動法人を除く全ての団体にCFTリーフレットを配布した。さらに、日本はモニタリングプロセスの具体的措置を説明する機会として用いた。日本の非営利団体の法的枠組みにおける既定のカテゴリーには該当しないが、FATFの定義に該当する可能性のある団体については、日本はCFT措置に関する説明資料を送るとともに、8.1.(a)に述べたとおり、調査を実施した。しかしながら、日本の法的枠組みに該当しない全ての法人が調査で網羅されているかどうか依然として明らかではない。また、日本がこれらの団体に対して定期的なアウトリーチ活動を提供しているか明らかではない。したがって、不備は依然として残る。

(基準8.2(c)) 第2回フォローアップ報告書で記載のように、日本は、調査、会議、研究グループを通じて非営利団体と協力し、それが、ガイドラインやその他の措置(例えば、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」)の策定など、テロ資金供与リスクと脆弱性に対処するためのベストプラクティスの策定につながった。本サブクライテリアに変更はない。

(基準8.2(d)) 相互審査報告書で記載のように、非営利団体の監督機関(内閣府、文部科学省、厚生労働省)は、指示を受けて、非営利団体に対し、一般的なテロ資金供与に関する脆弱性(「テロの危険がある地域及びその周辺で実施される活動」と「外国送金」など)について助言し、可能な限り規制された金融チャネルを使用するよう奨励した。本サブクライテリアは相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準8.3 (Mostly met)

日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本基準の要件を完全には満たしていなかった。テロ資金供与に悪用されるリスクに基づく非営利団体モニタリングが行われていなかったからである。前回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は、権限のある当局(都道府県及び都市)向けに各団体のリスク評価を判定するためのリスクマトリックスを含む極めて探索的なフローチャートを用意するなど、前向きな措置を講じた。権限のある当局は、フローチャートに基づき、重大性が低い学校法人を除く各非営利団

体カテゴリーについて高リスク団体を特定した。これを基に、日本はモニタリングを行い、ガイダンス資料に基づく高リスク団体に関して必要な追加措置を判断した。モニタリングの結果、日本は、全ての団体の中で7つの特定非営利活動法人を高リスクと特定した。しかしながら、モニタリングマトリックスにいくつかの不備がある。第一は、検討した主な決定的リスク要因が、非営利団体が海外で活動を行っているかどうかであり、行っている場合、FATFリスト国で活動を行っているかどうかという点である。その結果、テロ資金供与リスクが高い国で活動しているが、その国がFATFリストに掲載されていない場合、その非営利団体はリスクが低いとみなされる。さらに宗教法人のマトリックスは、非営利団体の金融枠組みを考慮しておらず、その団体が活動しているか、していないかだけである。日本は、フローチャートがモニタリングプロセス時のリスク判定にのみ用いられるツールであることを確認した。つまり、モニタリングのリスクベースがある程度限られることを意味する。

基準8.4 (Mostly met)

(基準8.4(a)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。非営利団体のモニタリングがリスクベースで検討されていなかったからである。前回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は、権限のある当局(都道府県及び都市)向けに非営利団体のモニタリングについて情報提供するための極めて探索的なフローチャートを用意し、前向きな措置を講じた。モニタリングの結果、日本は、7つの高リスク団体(全て特定非営利活動法人)を特定した。これら全ての団体について、ガイダンス資料に説明されているとおり、テロ資金供与リスクを低減させるための追加措置を講じた。それでもなお、フローチャートとそれに含まれるマトリックスの不備が明らかになり、つまりこれはモニタリングのリスクベースがある程度限られることを意味する。

(基準8.4(b)) 相互審査報告書で記載のように、非営利団体に特化した罰則と刑法に規定された罰則を組み合わせることで、日本の当局は非営利団体関連の違反に対して、効果的で、罪の程度に見合い、かつ抑止力のある制裁を適用することができる。本サブクライテリアは相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準8.5 (Partly met)

(基準8.5(a)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。都道府県等の地方自治体が非営利団体に関して関係当局と効果的に協力し、情報共有できるかどうか明らかでなかったからである。前回フォローアップ報告書作成時以降、法的枠組みは変更されていない。日本は、一部の管轄当局が各都道府県等の地方自治体に対して高リスク事案を所管省庁に報告することを要請しているが、この要件は、より幅広いリスクに関する情報ではなく、モニタリング結果の報告に限られている。また、日本は、都道府県/都市と管轄当局との情報伝達と連携を目的とした「ウェブ報告システム」を構築したが、このシステムは対象が特定非営利活動法人に限られている。フローチャートのモニタリングを説明するための都道府県及び都市との公式会議が開かれ、日本はフローチャートに関して関係当局と都道府県等地方自治体との積極的な情報伝達を実証する統計データを提示した。しかしながら、このような程度と種類の取組みが維持されるかどうかは明らかではない。

(基準8.5(b)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を満たしていなかった。その理由は、相互審査報告書の作成以降、権限のある当局がテロ資金供与リスクの疑いがある非営利団体を調査するための専門的な調査ノウハウを構築したかどうか明らかでなかったからである。第2回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は、非営利団体が関与したかどうかにかかわらず、テロ資金供与に関する逮捕事案はないと述べている。その一方、非営利団体に関する逮捕事案は発生して

いる。前回フォローアップ報告書の不備が残る。

(基準8.5(c)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を満たしていなかった。法執行機関以外が、捜査の過程で、テロ資金供与に悪用された疑いがある特定の非営利団体の運営及び管理に関する情報に完全にアクセスするための権力及び権限を有するかどうか明らかでなかったからである。本サブクライテリアは第2回フォローアップ報告書作成時から変更されていない。

(基準8.5(d)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を満たしていなかった。その理由は、テロ資金供与に悪用された疑いに関する情報共有が、刑事訴訟法及び検察官・警察官が持つ文書や記録を押収する権限(刑事訴訟法第197条)に依拠しているためである。第2回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は非営利団体に関する情報共有を改善するための更なる措置を講じた(サブクライテリア8.5(a)参照)。しかしながら、特定されたギャップは残っている。

基準8.6 (Met)

第2回フォローアップ報告書に記載のとおり、日本は、テロ資金供与やその他のテロ支援への関与の疑いがある非営利団体に関する国際的な要請に対応するための適切な連絡窓口(外務省、法務省、警察庁、金融庁、国税庁及び財務省)を特定した。さらに、日本は、非営利団体に関する要請に対応するための手順を決め、その中で関係省庁の役割を明確にした。本基準に変更はない。

重み付けと結論: 前回の相互審査報告書の作成時以降、日本は、非営利団体の法的枠組みに該当しないがFATFの定義に該当する可能性のある法人のリスクを特定するためのいくつかの措置を講じた。また、関係当局に対してリスクベースモニタリングを目的としたフローチャートを説明するためのアウトリーチ活動を実施し、各法人カテゴリーについて国のリスク評価書とテロ資金供与リスク評価を更新した。しかしながら、(a) 特定したリスクに対処するために釣り合いのとれた実効性のある措置を講じるための法規制の見直し、(b) 当局が使用するリスクマトリックスに不備があることを踏まえ、リスクベースのモニタリング、及び (c) 法執行機関でないものが、捜査の過程で、テロ資金供与に悪用された疑いがある特定の非営利団体に関する情報にアクセスするための情報共有と権限における課題、に関していくつかの不備が残る。高リスク地域で活動する登録済み非営利団体の全体の数に対して、これに該当する非営利団体の数は少ないが、モニタリングが強化された。一方で日本のテロ資金供与リスクは全体として低いと考えられる。リスクベースモニタリングを開始するために講じたいくつかの措置を踏まえ、これらの不備は軽微と考えられる。

したがって、勧告8は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

勧告 12

	年	評価
MER	2021	PC
FUR1	2022	PC(再評価されていない)
FUR2	2023	PC(再評価されていない)
FUR3	2024	↑ LC

基準12.1 (Met)

(基準12.1(a)) 日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全

には満たしていなかった。その顧客又は実質的支配者が重要な公的地位を有する者(PEP)かどうかを判断するためのリスク管理システムを導入する義務が、金融庁が監督する金融機関に限られていたからである。相互審査報告書の作成時以降、日本は、拘束力を伴うポリシー及びガイドラインを公表し、商品先物取引業者やクレジットカード事業者などの金融庁の監督下でない金融機関にもその顧客又は実質的支配者が外国PEPかどうかを判断するためのリスク管理システムを導入する義務があることを明確にした。このほか、特定の農業系金融機関の監督当局から各機関に、PEPsに関して金融庁のAML/CTFガイドラインに従う必要性が通知された。金融庁のAML/CTFガイドラインは、犯罪収益移転防止法(第15条～17条)と同様、監督上の個々の制裁権限を通じた、金融庁の監督下でない金融機関に対する強制力のある手段と考えられる。ガイドラインは犯罪収益移転防止法に則し、ガイドラインの違反行為は同法の違反行為とみなされるからである(相互審査報告書基準27.4を併せて参照)。

(基準12.1(b))日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。金融機関に対して、外国PEPとの取引関係を開始、確立又は継続するにあたって「上級コンプライアンス担当者」の承認を得ることのみが義務付けられ、当該担当者がその金融機関の「上級管理者」の一員であることは求められていなかったからである。相互審査報告書の作成時以降、日本は、金融機関に対して拘束力を伴うポリシー及びガイドラインを公表し、外国PEPsとの取引関係を確立又は継続する場合は、「上級管理者」の承認が必要であることを明確にした。

(基準12.1(c))日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。金融機関は資産の出所と資金の出所の確認を行う必要があるが、この要件が200万円を超える取引に限られていたからである。相互審査報告書の作成時以降、金融庁及びその他の金融機関監督当局は拘束力を伴うガイダンスを改訂又は発出し、金融機関は、取引規模に関わりなく、資産の出所と資金の出所の確認を行う必要があることを明確にした。

(基準12.1(d))日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアを完全には満たしていなかった。外国PEPsとの関係の継続的モニタリングを強化する要請が、金融庁の監督下にある金融機関に限られていたからである。相互審査報告書の作成時以降、日本は拘束力を伴うガイダンスを発出してこの要請の対象をその他金融機関に広げた。ガイダンスの要請対象から外貨両替業者は除外されるが、外貨両替業者は取引関係が継続している顧客に関する取引時に確認した情報を継続的に精査しなければならず、継続的な精査の対象となる顧客には外国PEPsが含まれる。

基準12.2 (Met)

(基準12.2(a))日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアを完全には満たしていなかった。国内PEPs又は国際機関から重要な役割を委任された個人(国際機関PEPs)が特定の顧客類型として認識されていなかったからである。相互審査報告書の作成時以降、金融庁は拘束力を伴うガイダンスを通じて、金融機関に対し、その顧客が国内PEP又は国際機関PEPであるかどうかを判断するための合理的な措置を講じることを求めた。このほか、金融庁以外の監督当局が各々の報告機関に対して金融庁のガイドラインに従うことを求め、これは基準12.1に説明されているとおり、金融庁以外の監督者にとっての強制力のある手段とみなされる。

(基準12.2(b))日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を満たしていなかった。国内PEP又は国際機関PEPとの取引関係のリスクが比較的高い場合に、基準12.1 (b)～(d)に規定された措置を講じることが金融機関に対して求められていなかったからである。金融庁は、2024年4月1日付けで、FAQ形式の拘束力を伴うガイダンス改訂版を発出し、金融機関に対して、そうした人物との取引関係のリスクが比較的

高い場合に強化したデューデリジェンス(DD)を実施し、前述の措置を講じることを要請した。FAQは、金融庁のAML/CFTガイドラインの解釈通達であり、相互審査報告書作成時に強制力のある手段の条件を備えているとみなされる。

基準12.3 (Met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。基準12.1 (a)～(d)の要件が、外国PEPsの家族又は近親者のみに適用され、国内PEPs又は国際機関PEPsの家族又は近親者に適用されていなかったからである。相互審査報告書の作成時以降、金融庁は、2024年4月1日付FAQ改訂版の発出を通じて、上記の基準12.1に指摘した不備と併せて、金融機関に対して、基準12.1及び基準12.2の該当要件を外国PEPsの家族又は近親者のみではなく、国内PEPs又は国際機関PEPsの家族又は近親者にも適用することを要請し、この点を明確にした。このほか、前述の基準に説明されているとおり、金融庁以外の監督当局が、各々の報告機関に対して金融庁のガイドラインに従うことを求めた。

基準12.4 (Not met)

相互審査報告書で記載のとおり、生命保険の受益者や(必要に応じて)受益者の実質的支配者がPEPsであるかを判断するための合理的な措置を金融機関に対して義務付ける規定がない。犯罪収益移転防止法では、生命保険会社に対して受益者及び該当する場合は受益者の実質的支配者に関するDD実施を義務付け、これには金融機関のその他の慣行と同様PEP関連強化DDが含まれる一方、生命保険契約PEP受益者に関する特別な規定は依然としてない。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

重み付けと結論:相互審査報告書の作成時以降、日本はこの勧告のギャップに対処するための措置を講じた。現在は、金融庁が監督する金融機関に対して、国内PEPs又は国際機関PEPsを一つの顧客類型として認識し、関係が高リスクである場合は外国PEPsと同じ措置を適用することが義務付けられている。このほか、日本は金融庁が監督する金融機関に対するPEPs関連要件と、それ以外の金融機関に対する要件とを大幅に整合化した。最後に、生命保険契約の受益者について特にPEP関連の規定はないが、PEP関連DDを含む生命保険会社のDD要件の全体的強度を踏まえ、この点は軽微な不備と考えられる。

したがって、勧告12は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

勧告 22

	年	評価
MER	2021	PC
FUR1	2022	PC(再評価されていない)
FUR2	2023	PC(再評価されていない)
FUR3	2024	↑ LC

基準22.1 (Met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。顧客の代理として行動していると主張する者の検証や既存顧客への顧客管理措置(CDD)要件の適用に関する明確さの欠如やギャップなど、勧告10において指摘された不備がDNFBPsにも該当していたからである。相互審査報告書の作成時以降、日本の

DNFBPs監督当局は拘束力を伴うガイドラインを作成、発出し、顧客の継続的モニタリングを含めた形でCDD要件の適用を強化した。

(基準22.1(a)) 相互審査報告書の作成時には、特定複合観光施設区域整備法(ADSIRD)におけるカジノ運営に関連する規定が未施行であり、賭博は依然として禁止されていたため、本サブクライテリアは該当しなかった。相互審査報告書の作成時以降、2021年に施行された特定複合観光施設区域整備法の枠組みでは、カジノ運営事業者は犯罪収益移転防止法における特定事業者として定義され、顧客が30万円(およそ2,000米ドル)を超える取引を行う場合、取引時確認の義務を含むCDD要件の対象になっている(犯罪収益移転防止法第2条第2項第41号、同法第4条第1項、犯罪収益移転防止法施行規則[訳者注:犯罪収益移転防止法施行令の誤り]第7条第1項第4号等)。

(基準22.1(b)) 相互審査報告書に指摘されたとおり、宅地建物取引業者は、土地の購入者及び販売者の両方に関し、CDD要件の遵守が求められている(犯罪収益移転防止法第2条第2項第40号、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第1号ワ及び第4号[訳者注:第5号の誤り])。

(基準22.1(c)) 相互審査報告書に指摘されたとおり、宝石・貴金属等取扱事業者は、貴金属及び貴石の売買に関連して200万円(19,261米ドル/15,837ユーロ)を超える現金取引に関与する場合、CDD要件の遵守が求められている(犯罪収益移転防止法第2条第2項第43号、犯罪収益移転防止法施行令第7条第1項第6号)。

(基準22.1(d)) 日本は、相互審査報告書の作成時に、本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。法律専門家、公認会計士、税理士及びこれらの業務を行う法人は、顧客の身元確認/認証のみを行う必要があり、その他のCDDの事項は必要とされていなかったからである。日本における全ての法律専門家(弁護士法人並びに外国法事務弁護士及び同法人を含む)は、弁護士として開業するには、日本弁護士連合会の会員である必要がある(弁護士法第30条の4及び第47条、外国事務弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第1項、第25条第1項、第40条第1項、第50条の7第1項、第50条の4第1項及び第50条の13第2項)。

その結果、日本における弁護士及び弁護士法人の活動は、弁護士の倫理及び会員の規律に関する措置を含む日弁連の会則に準拠する(弁護士法第33条第2項第7号)。これらの措置は、規程又は規則により実施される(日本弁護士連合会会則第6条第1項)。これらの会則のひとつは、依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則(RVCIRR)である。相互審査報告書の作成時以降、日本は犯罪収益移転防止法(第12条)を改正し、日本弁護士連合会は依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則を改正し(2024年4月施行)、取引の目的、取引関係の意図する性質、及び実質的支配者の確認を含めた形で法律専門家及び弁護士法人のCDD義務を拡大した。(依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程第2条、依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則第2条第2項、第2条第3項、第4条)。

司法書士、行政書士、公認会計士、税理士及びそれぞれの法人についても、犯罪収益移転防止法の改正に伴い、取引の実施目的、取引関係の意図する性質、及び実質的支配者の確認を含めた形でこれらの専門家及び専門家法人のCDD義務が拡大された(犯罪収益移転防止法第4条)。

(基準22.1(e)) 相互審査報告書に指摘されたとおり、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者は、CDD要件の遵守が求められる(犯罪収益移転防止法第2条第2項第44号及び第4条第1項、犯罪収益移転防止法施行令第7条

第1項第7号)。

基準22.2 (Mostly met)

相互審査報告書に指摘されたとおり、DNFBPsは、金融機関と同様の方法で記録保存義務を遵守することが求められる(勧告11参照)。犯罪収益移転防止法、同施行令、及び同施行規則の規定に関連する勧告11で指摘されている不備については、弁護士を除くDNFBPsにも当てはまる。弁護士は依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則に従って記録管理措置を講ずる必要があり(犯罪収益移転防止法第12条)、依頼人の身元確認及び取引記録を用意し、取引の完了後5年間保持することを求められる(依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程第5条)。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準22.3 (Mostly met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。基準22.1(d)に説明するとおり、DNFBPsには、金融機関と同様にPEP要件の遵守が求められているが、勧告12に指摘された不備が弁護士を除くDNFBPsにも当てはまったからである。弁護士は各種規則の対象となっている。しかしながら、法律専門家に対して、外国PEP又はその家族／近親者に関する厳格な本人確認措置による顧客の本人確認が義務付けられている一方、勧告12で求められるそれ以外のPEPに関する特定の要件が定められていない。相互審査報告書の作成時以降、日本は、国内PEPsを一つの顧客類型として認識し、監督当局にかかわらず金融機関全体でPEPsに関する要件を大幅に整合化するなど、これらの不備の多くを是正したが、一部の不備が依然として残っている(勧告12参照)。相互審査報告書の作成時以降、基準22.1(d)に説明するとおり、日本弁護士連合会は規則を改訂し、法律専門家及びその他特定事業者に対するCDD義務を拡大した。弁護士に対して依頼主のリスク評価の一環としてPEPsに考慮することが規定されているが、これらの規則は勧告12に即する形で弁護士に対する一連のPEP要件を明確に含んでいるわけではない。

基準22.4 (Mostly met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。DNFBPsには金融機関と同様に新技術に関する要件の遵守が求められている一方、勧告15に指摘されているとおり、適用される制裁、予防措置及び対象を特定した金融制裁に関する不備は、弁護士を除くDNFBPsにも当てはまっていたからである。勧告15で指摘された不備に関する軽微な不備は変わっていない。また、法律専門家に対してそうした要件は定められていない。相互審査報告書の作成時以降、日本弁護士連合会は同会規則を改訂し(2024年4月施行)、この中で、法律専門家に対して新技術に関する要件の遵守が求められている。(依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則第10条第1項)。

基準22.5 (Not applicable)

相互審査報告書に記載のとおり、金融機関と同様(相互審査報告書、勧告17参照)、DNFBPsはCDD要件を満たすために第三者に依存することはできない。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

重み付けと結論: 日本は、相互審査報告書の作成時以降、規則及び規制を大幅に改訂し、DNFBPsに対するCDD義務を拡大させるとともに、弁護士その他の専門家に対して勧告15に示される要件の遵守を求めた。このほか、DNFBPsに対する新しいガイドラインによって、CDD要件の適用根拠を強化した。現在では、日本は弁護士に対して依頼者を評価する際PEPに関連するリスクを考慮するよう求めているが、この要件は勧告12に示された具体的要件と完全には合致していない。ただし、その他全てのDNFBPs

セクターに勧告12の要件の遵守が求められていることを鑑み、この不備は軽微である。DNFBPsに当てはまる勧告11、勧告12、勧告15にも不備が残るが、これらは軽微である。したがって、勧告22は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

勧告 23

	年	評価
MER	2021	PC
FUR1	2022	PC(再評価されていない)
FUR2	2023	PC(再評価されていない)
FUR3	2024	↑ LC

基準23.1 (Mostly met) 日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。司法書士、行政書士、公認会計士、税理士又はそれぞれの法人及び弁護士に対して疑わしい取引の届出が義務付けられていなかったからである。このほか、その他DNFBPsには金融機関と同様の疑わしい取引の届出が義務付けられていたが、勧告20に指摘された不備、特に取引の施行を報告するという要件が明示的に規定されていないことなどが該当していた。

相互審査報告書の作成時以降、犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)が2024年4月に拘束力を伴う解釈ガイダンスを発出し、この中で、義務付けられた団体がML/TFリスクを理由に取引を拒んだとしても、犯罪収益移転防止法に基づき疑わしい取引を届け出る明示的な要件が残ることを明らかにした(犯罪収益移転防止法第8条)。

さらに、犯罪収益移転防止法(第8条)の改正によって、弁護士と司法書士を除くこれらの特定事業者に対して疑わしい取引の届出が義務付けられている。弁護士については、その監督者である日本弁護士連合会が新たな規則(2024年4月施行)を発出し、相談窓口方式の新たな仕組みを設けた。これによって、弁護士が疑わしい活動に気づいた又はそれを疑う場合に、日本弁護士連合会が弁護士から情報を受け取り、犯罪収益の移転を防ぐための対応や助言を弁護士に対して行うことができる。司法書士については、その監督者である日本司法書士会連合会(JFSA)が同様の会則を発出し、同じく2024年4月に施行された。しかしながら、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会が相談窓口へ寄せられた情報や特別事件報告書をJAFICに速やかに受け渡す義務があるかどうかは明らかではない。

基準23.2 (Mostly met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。情報共有及び情報交換の秘匿性に関する勧告18に指摘された不備と、ML/TFリスク管理に関する追加要件の欠如がDNFBPsに該当していたからである。また、DNFBPsが、グループ全体のプログラムを全ての支店及び過半数の株式を所有している子会社に実施すること、また、その外国支社及び過半数の株式を所有する子会社が本国と一貫性のあるAML/CFT措置を確実に適用することに関する明確な要件が存在していなかった。相互審査報告書の作成時以降、日本は2022年[訳者注:2022年~2024年の誤り](弁護士を除くDNFBPsが対象)と、2024年(日本弁護士連合会、弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書、第7版、弁護士及び法律専門家が対象)に拘束力を伴うガイドラインを発出し、DNFBPsに対してグループ全体の手順を策定し、国内外の支店、子会社及びグループの構成員であるその他事業体に適用することを求めている。勧告18で特定されたその他の不備は依然として該当する。

基準23.3 (Mostly met)

日本は、相互審査報告書の作成時に、この基準の要件を完全には満たしていなかった。弁護士及び弁護士法人に対して、高リスク国と関連した取引に対して然るべき措置を適用することが具体的に義務付けられていなかったからである。さらに、その他DNFBPsは、高リスク法域とつながりのある取引に関して金融機関と同様の義務の対象であったが、勧告19に指摘された不備も該当していた。

相互審査報告書の作成時以降、日本弁護士連合会は、規程を改正し、弁護士及び弁護士法人に高リスク国への考慮を求め、イラン、北朝鮮、ミャンマーなどFATFがリストアップした国について厳格な依頼者の本人確認を行うなど、然るべき措置を求めた。監督当局もFATFが特定した高リスク法域に関する対抗措置を講じるよう広範なガイダンスを发出したが、FATFの求めに関わりなく、リスクに応じた対抗措置を適用する一般的要件がないことから、依然としてギャップが残る(相互審査報告書基準19.2(b)を併せて参照)。また、その他監督当局が2022～2024年に新しいガイドラインを发出し、DNFBPsはFATFが指定した高リスク国とのつながりに関する評価を必ず実施しなければならないことを規定した。

基準23.4 (Mostly met)

相互審査報告書に記載のとおり、DNFBPsは、弁護士及び弁護士法人を除き、内報及び秘匿性に関する要件に関して、金融機関と同じ体制下にある(勧告21参照)。本基準に変更はない。

重み付けと結論: 相互審査報告書の作成時以降、日本はDNFBPsに関する措置を大幅に変更し、DNFBPsに対して疑わしい取引の届出とグループ全体での内部統制の適用を求めるなどの新しい要件が定められた。勧告18、勧告19及び勧告21に基づき特定された不備に関して、軽微なギャップが依然として残っている。具体的には、弁護士及び司法書士が監督者に報告した疑わしい取引の届出が速やかにFIU(資金情報機関)に受け渡されるかどうか不明確であること、FATFが特定した以外の高リスク国に対する対抗措置の適用をDNFBPsに求める一般的要件がないこと、弁護士に対する内報及び秘匿性に関する要件がないことが挙げられる。これらの残った不備は軽微と考えられる。

したがって、勧告23は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

勧告 25

	年	評価
MER	2021	PC
FUR1	2022	PC(再評価されていない)
FUR2	2023	PC(維持)
FUR3	2024	↑ LC

基準25.1 (Mostly met)

(基準25.1(a)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。その理由は、民事信託の受託者には、委託者、信託管理人(存在する場合)、その他の受益者又は受益者の種類、及び信託に対して最終的に有効な支配権を有するその他の自然人の身元について、十分かつ正確で最新の情報を取得し、保持することについての具体的な要件がなかったためである。特定されたギャップは依然として残っている。

(基準25.1(b)) 日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を満たしていなかった。その理由は、日本が、その法律に基づく信託の受託者に対し、信託の他の代理人や事業者(投資顧問、管理人、会計士、税務顧問を含む)に関する基本情報を保持することを義務付けていなかったためである。特定されたギャップは依然として残っている。

(基準25.1(c)) 第2回フォローアップ報告書で記載のとおり、プロの受託者は信託への関与が終了後もこの情報を少なくとも5年間(7年から10年間、2021年相互審査報告書、基準25.1参照)保持しなければならない(犯罪収益移転防止法第6条第1項及び第2項、犯罪収益移転防止法施行規則第19条、第20条、第21条及び信託法第37条)。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準25.2 (Mostly met)

日本は、相互審査報告書の作成時に本基準の要件を完全には満たしていなかった。その理由は、CDD情報を最新の状態に保つ義務が民事信託の設定・管理者に適用されていなかったためである。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準25.3 (Partly met)

日本は、第2回フォローアップ報告書の作成時に本基準の要件を満たしていなかった。その理由は、国内又は外国の信託の受託者が、金融機関又はDNFBPsと取引関係を構築したり、閾値を超える一見取引をしたりする際に、金融機関又はDNFBPsに自身の身分を開示するための具体的な措置がなかったためである。第2回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は特定されたギャップの多くに対処するための枠組み変更を行った(2023年6月1日施行)。これによって、犯罪収益移転防止法の顧客の取引目的の確認に関する要件には、取引関係を形成する又は閾値を超える取引を実行する(ことが含まれるものの、これらに限定されない)場合の信託の受託者として行為する場合が含まれることが明確になった。現在では、受託者には金融機関にその身分を開示する明確な義務がある。(犯罪収益移転防止法第4条第1項、第2項、第3項)

しかしながら、受託者はDNFBPsに対してその身分を開示する同様の明確な義務はない。第2回フォローアップ報告書で記載のとおり、不動産及び信託が関わる取引の場合、受託者の状況は不動産登記の一部として入手可能である。

金融庁は2024年4月18日に一般社団法人信託協会に対してブリーフィングを行い、信託会社は取引の目的上、その信託の受託者として行為することを金融機関及びDNFBPsの両方に対して申告する義務があることを説明したが、このガイダンスに強制力はなく、受託者が確実に自身の身分をDNFBPsに開示するかどうかは不明確である。

基準25.4 (Met)

相互審査報告書で記載のとおり、受託者が、信託に関係のある当局に情報を提供することを妨げる法律又は強制力のある手段はなかった。また、金融機関及びDNFBPsに、要求に応じて、実質的支配者情報や、事業関係の条件に基づいて保持又は管理される信託の資産に関する情報を提供することを妨げる手段もなかった。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準25.5 (Mostly met)

相互審査報告書で記載のとおり、日本は、本基準の要件を完全には満たしていなかった。その理由は、法執行機関、FIU、監督当局が実質的支配者情報にアクセスできるものの、その情報を適時に取得できることを確保するための具体的な要件が存在しなかったためである。本基準は相互審査報告書作成時から変更されていない。

基準25.6 (Mostly met)

(a-c)日本は、相互審査報告書の作成時に本基準の要件を完全には満たしていなかった。その理由は、外国の当局への信託に関する情報(実質的支配者情報を含む)の迅速な提供を支援するための具体的な要件や仕組みが日本に存在しなかったためである。勧告37から勧告40の措置が適用されたとしても、特定されたギャップは残っている。

基準25.7 (Mostly met) 相互審査報告書で記載のとおり、信託会社及び信託業者については、受託者が義務を遂行しなかった場合には法的責任を負うことがあり、遵守しなかった場合には相応の、抑止力のある制裁がある。日本は、相互審査報告書の作成時に本サブクライテリアの要件を完全には満たしていなかった。その理由は、民事信託の受託者による不履行に対し行使できる金融制裁が罪の程度に見合っておらず、かつ抑止力のあるものでもなく、したがって効果的な抑止力とはなっていないためである。相互審査報告書の作成時以降、この法的枠組みは変更されていない。特定されたギャップは依然として残っている。

基準25.8 (Mostly met) 日本は、相互審査報告書の作成時に本基準の要件を完全には満たしていなかった。その理由は、監督当局以外に対し、信託が、基準25.1で言及されている情報の適時の入手を認めない場合に適用される具体的な制裁がなかったためである(2021年相互審査報告書、基準25.8参照)。特定されたギャップは依然として残っている。

重み付けと結論: 第2回フォローアップ報告書の作成時以降、日本は特定されたギャップの一部を是正するための措置を講じた。2023年6月1日に施行された日本の枠組みの変更に基づき、現在では、受託者が金融機関とビジネス関係を構築したり、閾値を超える一見取引をしたりする際に、金融機関に自身の身分を開示するための明示的な義務が存在する。しかしながら、これらの変更では、DNFBPs(不動産取引に関与するDNFBPsを除く)に対しても同様の明示的な義務が受託者に定められたわけではない。金融庁は2024年4月18日に受託者に対し、受託者はDNFBPsに自身の身分を開示しなければならないことを改めて明確に示したが、日本の法的枠組みに基づく、DNFBPsに関して受託者に対する強制力のある義務が定められるには至っていない。いくつかの不備が残るものの、日本は、相互審査報告書で特定された不備の最重要部分については、そのリスクと背景を考慮し、対処を行った。日本国内の信託は(信託件数及び信託財産の重要性の観点から)非常に小規模なセクターであり、さらに信託財産の規模は信託不動産の1%にも満たず、後者は受託者の開示義務の対象である。残っている不備は軽微と考えられる。

したがって、勧告25は「概ね適合(LC)」へと再評価された。

結論

全体として、相互審査報告書で特定された法令等整備状況の不備のほとんどについて、日本の対処が前進し、勧告7、8、12、22、23及び25の評価を格上げした。

以下の表は対日相互審査報告書の評価を示し、表には、これまでの進捗状況と、今回及び前回までのフォローアップ報告書に基づく再評価が反映されている。

表 1. 法令等整備状況評価(2024年10月)

R.1	R.2	R.3	R.4	R.5
LC	LC (FUR 2022) PC	LC	LC	LC (FUR 2023) PC
R.6	R.7	R.8	R.9	R.10
LC (FUR 2023) PC	LC (FUR 2024) PC	LC (FUR 2024) PC (FUR 2023) NC	C	LC
R.11	R.12	R.13	R.14	R.15
LC	LC (FUR 2024) PC	LC	LC	LC
R.16	R.17	R.18	R.19	R.20
LC	N/A	LC	LC	LC
R.21	R.22	R.23	R.24	R.25
C	LC (FUR 2024) PC	LC (FUR 2024) PC	LC (FUR 2023) PC	LC (FUR 2024) PC
R.26	R.27	R.28	R.29	R.30
LC	LC	LC (FUR 2023) PC	C	C
R.31	R.32	R.33	R.34	R.35
LC	LC	LC	LC	LC
R.36	R.37	R.38	R.39	R.40
LC	LC	LC	LC	LC

注: 法令等整備状況には適合(C)、概ね適合(LC)、一部適合(PC)、不適合(NC)の4つのレベルがある。

日本に対して「一部適合(PC)」と評価された勧告はない。日本は、残る不備を第5次相互審査の中で改めて報告することになる。

フォローアップ報告書(FUR)の附属書

法令等整備状況の概要-評価の前提となる不備

勧告	評価	評価の基礎となる要因
1.リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 国のリスク評価書手法に、日本のマネロン・テロ資金供与リスクの包括的な概観を明らかにできないという不備がある。 • 国家レベルでのリスクベース・アプローチ(RBA)と関連当局のリソース配分の基礎として国のリスク評価書の結果が使用されたかどうか明らかでない。 • 一部の金融監督当局及びDNFBPs監督当局によるAML/CFT義務の監督に対するRBA及び金融機関とDNFBPsから要求されたリスク評価とリスクの低減措置に影響を与える技術的な不備がある。
2.国内関係当局間の協力	PC (LC FUR(第1回))	<ul style="list-style-type: none"> • 会議のマンデートが基準2.5の要件を十分に満たすかどうかは不明である。特に、会議のマンデートは、個人情報保護委員会(PPC)の委員長が議長を務める連絡会議においてAML/CFTにどの程度主眼とされているのかを明確にしていない。
3.マネー・ローンダリング罪	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 環境犯罪のカテゴリーに含まれる前提犯罪の範囲には若干の不備がある。 • 自然人又は法人に科される刑事制裁は、罪の程度に見合っておらず、抑止力を欠く。
4.没収及び保全措置	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 前提犯罪としての環境犯罪の適用範囲の若干の不備が、没収の範囲に影響を与えている。 • 犯罪者の逃亡、死亡又は行方不明の場合における、収益の没収に不備がある。
5.テロ資金供与罪	PC (LC FUR(第2回))	<ul style="list-style-type: none"> • テロ資金提供処罰法は自ら資金調達を行った場合には適用されない。
6.テロ及びテロ資金供与に関与する者への金融制裁	PC (LC FUR(第2回))	<ul style="list-style-type: none"> • 日本は、(i) 指定された個人又は団体が所有又は管理する全ての資金又はその他の資産、(ii) 指定された個人又は団体が直接的又は間接的に所有又は管理しているか、第三者と共同で所有又は管理している資金又はその他の資産、(iii) 指定された個人又は団体が生み出す資金又はその他の資産、若しくはそれらが直接的又は間接的に所有又は管理しているその他の資産、(iv) 指定された個人又は団体の代理又はその指示で行動する個人及び団体の資金その他の資産について、これらに資産凍結義務が及ぶことを示していない。 • 外為法及び財産凍結法の禁止事項が、指定された当事者(指定された当事者の代理又はその指示を受けて行動する団体も含む)が間接的に関与する取引に適用されるか不明である。 • 日本では、対象を特定した金融制裁に関連して行われた凍結資産又はその他の実施された措置を報告することをDNFBPsに義務付けていない。
7.大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC (LC FUR(第3回))	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日本は、(ii) 指定された個人又は団体が直接的又は間接的に所有又は管理しているか、第三者と共同で所有又は管理している資金又はその他の資産、(iii) 指定された個人又は団体が生み出す資金又はその他の資産、若しくはそれらが直接的又は間接的に所有又は管理しているその他の資産について、これらに資産凍結義務が及ぶことを実証していない。 • 日本は、相互貸付会社、少額短期保険業者、信託会社、短資会社などの一部の金融機関に対して、外為法に基づく凍結義務に関するガイダンスを提供していない。日本は、相互貸付会社、少額短期保険業者、信託会社、資金貸借・仲介業者その他相互審査報告書に特定された団体、及び指定解除又は凍結解除措置に関わる義務を負う資金又はその他の資産を保管する可能性のあるDNFBPsを含むその他の個人又は団体を含め、比較的高い一部金融機関に対して、ガイダンスを提供していなかった。
8.非営利団体	NC	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p>

勧告	評価	評価の基礎となる要因
	(PC FUR(第2回)) (LC FUR(第3回))	<ul style="list-style-type: none"> • 日本は、措置の見直しに着手し、現在では、措置の適切性を見直す情報源にするため、非営利団体モニタリングの結果を権限のある当局に報告するよう求めている。しかしながら、法規制改正は行われていない。検討が継続中であることを踏まえ、日本はモニタリング後の該当局からのフィードバックを見直し又は措置の変更に取り入れたことを実証できていない。 • FATFの定義に該当するが、日本の非営利団体の法的枠組みに該当しない非営利団体についての明確なポリシーが存在するか明らかでなく、日本がこれらの団体に対して定期的なアウトリーチ活動を行っているかどうかも明らかでない。 • 非営利団体モニタリングのためのフローチャートとそれに含まれるマトリックスに特定された不備は、モニタリングのリスクベースがある程度に限られていることを意味する。 • 相互審査報告書の作成時以降、権限のある当局がテロ資金供与リスクの疑いがある非営利団体を調査するための専門的な調査ノウハウを構築したかどうかは明らかではない。 • 法執行機関以外が、特定の非営利団体の運営及び管理に関する情報に完全にアクセスするための権力及び権限を有するかどうかは明らかではない。 • テロ資金供与に悪用された疑いに関する情報共有は、刑事訴訟法及び検察官・警察官が持つ文書や記録を押収する権限に依拠している。
9.金融機関の守秘義務	C	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての基準が満たされている。
10.顧客管理	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関が匿名口座又は明らかな架空名義口座を保持することが、明示的に禁止されていない。 • 顧客のために行動していると主張する人物の本人確認方法は信頼性が低く、また、金融機関の認識に基づく確認免除は、この認識の文書化された証拠の作成によって裏付けられるべきである。 • 法的取極めの本人確認のために必要な情報は指定されていない。信託会社は、犯罪収益移転防止法の対象であり、登録しなければならないが、信託会社とはみなされない民事信託に同様の要件はない。また、受託者が金融機関にその身分を申告する義務もない。 • 犯罪収益移転防止法施行令及び施行規則は、委託者、受託者及び受益者又は受益者の種類を特定する必要があることを明示していない。 • 金融機関が厳格な顧客管理措置を適用されるかどうかを判断する際に、生命保険契約の保険金受取人を関連するリスク要素として含めること、又は支払時に保険金受取人の実質的支配者の本人特定に係る全ての変更を確認・検証する等の厳格な顧客管理措置を取る、という金融機関に対する明確な要件がない。 • 金融庁が所管していない金融機関には、高リスクと評価された場合、厳格な顧客管理措置を適用するという規定がない。 • 金融機関には、取引時に顧客が確認要請(顧客管理措置)に応じない場合にも、取引関係に入る又は取引を行うといった柔軟性がある。また、この状況において、金融機関は取引関係を終了する必要はない。 • 金融機関がマネロン・テロ資金供与の疑いを抱いており、顧客管理措置プロセスの実施が顧客への内報となると合理的と考えられる場合に、金融機関が顧客管理措置プロセスを実施しないことを認める法規定はない。
11.記録の保存	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 小額取引は、記録保存に係る要件から除外される。 • 当局にとって、顧客管理措置情報及び取引記録が、迅速に利用可能となることを明示的に規定していない。
12.PEPs(重要な公的地位を有する者)	PC (LC FUR(第3回))	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 金融機関に、生命保険の受益者や受益者の実質的支配者がPEPsであるかどうかを判断することを義務付ける明確な規定はない。

勧告	評価	評価の基礎となる要因
13. コルレス契約	LC	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、クロスボーダーのコルレス銀行取引関係を開始する際には、コルレス先がマネロン・テロ資金供与に係る捜査又は規制上の措置の対象となったことがあるかどうかの判断の必要性について、義務要件が十分に具体的ではない。 日本の法律には、「ペイアブル・スルー・アカウント(PTA)」を管理するための規定がない。
14. 資金移動サービス	LC	<ul style="list-style-type: none"> 日本の資金移動業者は、自社のAML/CFTプログラムの代理業者への適用やこれらのプログラムの遵守状況についてモニタリングすることが明示的に必要とされていない。
15. 新技術	LC	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁所管外の金融機関は、新商品・サービスを提供する前に、あるいは新たな技術や新たな特性を有する技術を用いた取引を行う前に、マネロン・テロ資金供与のリスクを分析・評価する義務がない。 勧告1で特定されたAML/CFTリスクの理解、評価、及び軽減に関する不備は、暗号資産と暗号資産交換業者に関しては基準15.3にまで及ぶ。 日本の暗号資産交換業者の範囲には、FATFの定義のiii)とiv)に関連する不備がある。 犯罪者やその関係者が暗号資産交換業者の重要又は支配的な利益を保有したり、その実質的支配者になることを防止したりする法的措置や規制措置はない。 登録を受けずに暗号資産交換サービスを提供した者に対して、適切な金銭的罰則が科されていない。 金融庁による監督におけるRBA(基準26.4~6)で取り上げた不備も、暗号資産交換業者に当てはまる。 勧告35で特定された軽微な不備は、暗号資産交換業者に該当する。 勧告9~21の分析(特定された不備を含む)は、暗号資産交換業者に該当する。 テロ資金供与と拡散金融に対する対象を特定した金融制裁における不備も、暗号資産交換業者に関連する。 監督当局の性質や身分、外国の暗号資産交換業者の用語体系や身分の違いにかかわらず、金融庁が外国当局と情報交換を行う法的根拠があるかどうかは明らかではない。
16. 電信送金(送金人・受取人情報の付記義務)	LC	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、10万円(792ユーロ/963米ドル)の閾値未満の場合、送金人と受取人の情報を取得する必要がない。 基準16.1~基準16.7で指定された要件に準拠していない場合、仕向金融機関が電信送金を実行することを禁止する明確な規定はない。 FATFメソドロジーの基準16.12で規定されている中継金融機関に対する特別な要件はない。 被仕向金融機関には、必要な送金人情報又は受取人情報が欠落している国際電信送金を明確に特定するための合理的な措置を講じる義務はない。 被仕向金融機関はFATF基準16.15に基づく措置を取ることを義務付けられていないが、一般的な要件はある。 資金移動業者が電信送金の送金人側と受取人側の両方を管理する場合に適用される、特定の要件は存在しない。
17. 第三者への依存	N/A	
18. 内部管理、海外支店、子会社	LC	<ul style="list-style-type: none"> 内部コンプライアンスプログラムを担当する、金融機関の上級コンプライアンス担当者は、必ずしも経営幹部レベルというわけではない。 金融グループは、全ての支店及び過半数の株式を保有する会社間で口座情報を共有したり、グループ全体で機密性と交換情報の使用を保護する手段を講じたりする必要はない。 金融グループは、マネロン・テロ資金供与のリスクを管理するための適切な追加措置を施行し、その旨を管轄当局に通知する必要はない。

勧告	評価	評価の基礎となる要因
19. リスクの高い国・地域	LC	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁に監督されていない金融機関は、FATFが厳格な管理措置を含む、相応のリスク緩和措置を適用すること求める国に関連する取引について、当該措置を適用することは特に求められていない。 日本が特定した高リスク国とFATFが高リスクと指定した国・地域との間には、明示的な関係はなく、FATFが対抗措置を講じるよう求めた場合には、それを適用する義務がある。 FATFが対抗措置を求めている国に対しては、日本が対抗措置を講じることは一般的な要件ではない。
20. 疑わしい取引の届出	LC	<ul style="list-style-type: none"> 取引の試みを報告するという要件が明示的にはカバーされていない。 疑わしい取引の届出の義務の範囲は、環境犯罪の前提犯罪の類型における軽微な不備の影響を受け狭められている。
21. 内報及び秘匿性	C	<ul style="list-style-type: none"> 全ての基準が満たされている。
22. DNFBPs(特定非金融業者及び職業専門家): 顧客管理	PC (LC FUR(第3回))	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、犯罪収益移転防止法施行令及び犯罪収益移転防止法施行規則の規定に関し勧告10、11、12、15で指摘されている不備は、DNFBPsにも当てはまる。
23. DNFBPs(特定非金融業者及び職業専門家): その他の措置	PC (LC FUR(第3回))	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勧告18、19、20で指摘されている不備は、DNFBPsにも当てはまる。 司法書士／司法書士法人及び弁護士が個々の監督者に報告した疑わしい取引の届出がFIU(資金情報機関)に速やかに受け渡されるかどうか明らかでない。 弁護士は、高リスク国に関連する取引に対して適切な措置を講じる具体的な要件はない。
24. 法人の透明性と実質的支配者	PC (LC FUR(第2回))	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、国内で設立された各種の法人に関連するマネロン・テロ資金供与リスクを十分に評価していない。 会社登記簿には会社の取締役のリストは記録・公開されていない。 株式会社の本社にある株主名簿に記載されている情報に、株主の議決権の性質に関する情報が含まれているかどうかは明らかではない。 国内の法人は、株主・社員・評議員に関する情報を保持しなければならないという要件はない。 法人の実質的支配者に関する情報が適時に法執行機関に提供されるようにするために日本が使用するメカニズム(金融機関・DNFBPs経由で得られる既存の情報、公証人による確認並びに株主リスト及び法人の実質的支配者リスト制度)には不備がある。 当局、特に法執行機関が、会社の登録簿に記録されている基本情報を除き、基本情報及び実質的支配者情報を適時に入手できるかどうかは明らかではない。 1990年には、無記名株式の発行が禁止され、無記名株式がまだ流通している可能性は低いものの、勧告24に従い、流通中の無記名株式を廃止したり、不正使用を防止したりするための具体的な仕組みが設置されていない。 法人が要件に従わなかった場合に科される制裁は、限定的である。 国際協力における基本情報及び実質的支配者情報の迅速な提供は、日本で入手可能な情報の幅と正確性の限度に制限されている。
25. 法的取極めの透明性と実質的支配者	PC (LC FUR(第3回))	<p>この第3回フォローアップ報告書では、次の不備が更新された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事信託の受託者には、委託者、信託管理人(存在する場合)、その他受益者又は受益者の類型及び信託に対して最終的に有効な支配権を有するその他の自然人について、十分かつ正確で最新の情報を取得し、保持することについての具体的な要件がない。 日本は、その法律に基づく信託の受託者に対し、信託の他の代理人や事業者(投資顧問、管理人、会計士、税務顧問を含む)に関する基本情報を保持

勧告	評価	評価の基礎となる要因
		<p>することを義務付けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事信託の設定・管理者に、受益者と委託者の情報を最新の状態に保つという要件はない。 取引関係を構築したり、閾値を超える一見取引をしたりする際に、国内又は外国の信託の受託者がDNFBPsに身分を開示するための具体的な措置はない。 関係者が保有する、信託の基本所有者及び実質的支配者に関する情報に適時アクセスできるようにするための具体的な要件はない。 日本には、外国当局への信託に関する情報(実質的支配者情報を含む)の迅速な提供を支援するための具体的な要件や仕組みがない。 義務に違反した民事信託の受託者には罰金のみが科されるが、比例的でなく抑止力もない。 信託会社や信託業者が当局の求めに応じて報告書又は資料を提供しなかった場合を除き、勧告25.1に定められた信託に関する情報を当局が適時に入手できなかった場合にも、制裁はない。
26.金融機関の規制と監督	LC	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンス・リース会社や両替商は免許や登録を受ける必要がなく、また、犯罪者やその関係者が重大な利益を保有したり、支配権を保有したりすることを防止するための要件は、これらの金融機関には適用されない。 AML/CFTの目的で、連結会社監督をコア・プリンシプルの金融機関に適用する明示的な要件はない。 金融監督者の中には、AML/CFT監督におけるRBAを適用していないものもある。 金融庁が監督していない金融機関に対する監督リソースの割り当て方法や、金融機関のマネロン・テロ資金供与リスクプロファイルの定期的な見直しについては、明確な情報がない。
27.監督当局の権限	LC	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が科すことのできる制裁には、金融制裁は含まれていない。それにより、金融庁が勧告35に従って適切な範囲の制裁を科す能力が制限されている。 他の金融監督当局が勧告35に沿って、さまざまな懲戒処分及び金融制裁を科すことができるかどうかは明らかではない。
28.DNFBPs(特定非金融業者及び職業専門家)の規制と監督	PC (LC FUR(第2回))	<ul style="list-style-type: none"> 全てのDNFBPsが、第三者による重要な利益の保持、支配権の保持、又は経営機能の保持を防止するための措置を講じる必要があるわけではない。 DNFBPs監督当局は、RBAに基づく監督を実施していない。
29.FIU	C	<ul style="list-style-type: none"> 全ての基準が満たされている。
30.法執行及び捜査当局の権限	C	<ul style="list-style-type: none"> 全ての基準が満たされている。
31.法執行及び捜査当局の能力	LC	<ul style="list-style-type: none"> 当局が覆面捜査を行うために十分な法的根拠を提供できるような明示的な規定がないというわずかな不備がある。
32.キャッシュ・クーリエ(現金運搬者)	LC	<ul style="list-style-type: none"> マネロン又はテロ資金供与の虚偽申告や疑いが生じた場合に、権限のある当局は、通貨又は持参人払い式の譲渡可能支払手段を停止又は留め置く権限を与えられていない。
33.統計	LC	<ul style="list-style-type: none"> 一部の当局は、疑わしい取引の届出及び刑事共助要請に関する統計情報を維持していない。 凍結、押収、没収された資産については、包括的な統計はない。
34.ガイダンスとフィードバック	LC	<ul style="list-style-type: none"> DNFBPsに対して、国内のAML/CFT措置の適用に関するガイダンスが、十分に提供されていない。
35.制裁措置	LC	<ul style="list-style-type: none"> 勧告6に関連して、制裁は、金融機関又はDNFBPsがテロ資金供与の対象を特定した金融制裁に関連する予防的措置を適用しなかったことに明示的に関連するものではない。

勧告	評価	評価の基礎となる要因
		<ul style="list-style-type: none"> • 勧告9-23に関連して、AML/CFTの監督当局は、自然人、金融機関、DNFBPsに直接金融制裁を科す権限を持っていない。 • 金融庁以外の金融監督者が、AML/CFT上の義務の不遵守に対して懲戒処分及び金融制裁を科することができるかどうかは明らかではない。 • 金融機関又はDNFBPsが法人の場合、取締役及び上級管理者に対する制裁の適用について、具体的な規定はない。
36.国際的諸文書	LC	<ul style="list-style-type: none"> • ウィーン条約及びテロ資金供与条約に基づく必要な措置の実施に不備がある。
37.刑事共助	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事共助の実施の範囲は、環境犯罪の前提犯罪のカテゴリーにおけるわずかな不備の影響を受けている。 • 刑事共助要請の実施にあたっては、潜入捜査は利用できない。 • 双罰性の要件に関しては、若干の懸念が残る。
38.刑事共助-凍結、没収	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事共助の実施の範囲は、環境犯罪の前提犯罪のカテゴリーにおけるわずかな不備の影響を受けている。 • 少なくとも、死亡、逃亡若しくは欠席のため犯人が不在である場合又は犯人が不詳である場合については、有罪判決を前提としない没収手続及び関連する保全措置に係る共助について実施する根拠に関して不備がある。
39.刑事共助-逃亡犯罪人引渡し	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 刑事共助の実施の範囲は、環境犯罪の前提犯罪のカテゴリーにおけるわずかな不備の影響を受けている。 • 簡素化された引渡しの仕組みを提供する法的根拠はない。
40.その他の形態の国際協力	LC	<ul style="list-style-type: none"> • 日本弁護士連合会がAML/CFTの監督当局としての役割の一環として国際協力を行うことにつき、具体的な法的規定はない。 • 金融庁以外の金融監督当局やDNFBPs監督当局が使用する安全なゲートウェイやメカニズムについての情報はない。 • JAFICと税関以外の機関においては、要請の優先順位付けや適時の執行を実施するためのプロセスはない。 • 協力を要請した当局が、協力を行った当局の要求に応じて適時にフィードバックを提供することは特段求められていない。 • 金融監督当局が、国内で入手可能なAML/CFT関連情報を外国当局と交換することを認める具体的な規定はない。 • (要請を行った)金融監督当局が、要請を受けた金融監督当局に対して、交換された情報の配布及び監督・非監督目的での使用について事前に承認を得るようになる明確な規定はない。 • 警察庁と外国当局との共同捜査チームに関する具体的な規定はない。

FATF



www.fatf-gafi.org

2024年10月

日本のマネロン・テロ資金供与対策

第3回フォローアップ報告書と法令等 整備状況の再評価

日本の枠組みの評価以降のマネロンとテロ資金供与対策の強化における日本の進捗状況の結果として、FATFは6つの勧告に関する日本の評価を変更した。

フォローアップ報告書